

殿

関東経済産業局

10kW未満の太陽光発電設備に係る設備認定通知書

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第6条第2項に基づき、再生可能エネルギー発電設備の認定をしたので、下記のとおり通知する。

記

設置者名	
代表者名	
設備所在地	山梨県南都留郡忍野村
発電設備区分	太陽光発電設備（10kW未満）
配線方法	余剰配線
設備ID	
発電出力	2.8kW
認定日	平成 年 月 日
備考	

- ※1 電気事業者との契約手続にはこちらの認定書が必要になりますので、電気事業者の申込受付窓口等での契約手続の際はお忘れなくお持ち下さい。
- ※2 太陽光発電パネルの増設などに伴い発電出力が変更される場合や設置者（電気事業者との契約名義）などが変わる場合には軽微変更届出が必要になります。再エネ設備管理システムホームページ(<http://www.fit.go.jp>)の操作マニュアル等に入力方法等が掲載されておりますので、ご覧下さい。
- ※3 国（太陽光発電普及拡大センター（J-PEC））が行う住宅用太陽光発電導入支援補助金の受理決定を受けずに、住宅用太陽光発電システムを設置するものについては、当該認定発電設備の資本費及び運転維持費を「再生可能エネルギー発電設備設置・運転費用年報」により報告してください。なお、虚偽の報告をしたことが判明した場合は認定の取消しもあり得る点御留意ください。様式は資源エネルギー庁ホームページ(<http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/kaitori/index.html>)からダウンロードすることができます。
- ※4 【燃料電池を導入される予定の方】民生用燃料電池導入支援補助金又は民生用燃料電池導入緊急対策事業に係る補助金の申請手続が完了していないため、燃料電池の設置が遅れる場合であっても、電力会社に当該補助金の申請書の写しを提示することにより、本件認定に基づく調達価格で太陽光発電設備が発電した電気の買取りを受けることができます。なお、本件認定の内容が設置する設備と異なることが判明した場合は、認定内容の変更手続を行った上、電力会社にお申し出ください。